

在留邦人の安全のための手引き

2016年3月

在スロバキア日本国大使館

I. 序言

海外では「自分の身は自分で守る」ことが基本です。この資料は、スロバキアに滞在する皆様が、犯罪による被害及び交通事故等に遭わないための方策を講ずる上での参考となるよう作成しました。

電子メールアドレスを所有している場合は、これを在留届にご記入下さい（同届出に記入欄があります）。登録された方には、緊急事態発生時等、特に注意すべき安全情報等がある場合に「大使館からのお知らせ」をお送りしています。

II. 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

スロバキアは他の欧州諸国と同様、比較的治安の良い国と言えますが、スリ、置き引き、車上荒らしなどの一般的犯罪被害や、暴行事件等を避けるためには、外出時の貴重品等の管理や自宅施錠などを徹底したり、不審者がいないか周囲に注意するなど、リスク回避のために気を緩めないことが重要です。

2. 最近の犯罪発生状況

スロバキアは2004年5月からEU加盟国となり、2007年12月21日からシェンゲン協定実施加盟国となりました（陸路。空路での実施は2008年3月30日から）。その治安情勢は、他のEU諸国・都市と大きく変わるころはなく、一般的に、スリ、置き引き、自動車盗、車上荒らし等窃盗系の犯罪に対する注意が必要です。

首都ブラチスラバ市には、覚醒剤・麻薬の常用者及び売人が集まる建物が市内ペトルジャルカ地区等数カ所に存在する模様ですが、体感される治安は日本に比べても悪くはありません。ただし、念のため、不要不急の深夜の外出は控えるとともに、男性スロバキア人（特にスキンヘッド）が集団で近づいてくる等不穏な動きがある場合には早めにその場を立ち去るなど、用心することをお勧めいたします。

スロバキア国内における、殺人・強盗等凶悪犯罪の事例及び一般犯罪の傾向については、以下のとおりです。

○2015年の総犯罪件数：7万3,163件（前年比8,082件減）

・上記総犯罪の犯罪検挙率：約57%（前年比約1%増）

○スロバキアでの顕著な犯罪：窃盗系犯罪（置き引き、集団スリ、車上荒らし、空き巣等）

・上記犯罪の2015年発生件数：2万9,094件（前年比5,207件減、総犯罪件数の約39.77%）

・上記犯罪の犯罪検挙率：約39%（前年比約5%増）

○経済犯罪（詐欺等）の発生件数：1万5,661件（総犯罪件数の約21.40%）

・上記犯罪の犯罪検挙率：約47%（前年比約1%増）

○窃盗犯罪の傾向：日本人旅行者の場合、路面電車（トラム）や国際線の列車（特に夜行）の中、ホテルのロビーやレストラン、さらには、観光スポットが集中している旧市街（特に日本国大使館が位置する「中央広場」付近）でスリ、置き引き等窃盗の被害に遭うケースが見られます。また、大型スーパーマーケットやショッピング・モールといった場所でも被害が発生しており、買い物をする際にも身の回りの持ち物には注意を払う必要があります。過去には、これら大型スーパーマーケットやショッピング・モールの駐車場あるいはガソリンスタンド（特に高速道路付近）でのパンク窃盗（車のタイヤをパンクさせ、運転手が車外でそのタイヤを視認している際に、車内のバッグや財布等を窃盗する行為）も発生しており、短時間でも車を離れる際には施錠をし、貴重品は車内に放置しない等の自己防衛が必須です。最近では、ニセ警官と思われる者から財布の提出を求められる事案も確認されています。

－窃盗の手口－

- ・路面電車（トラム）やバスに乗車している際に隣に座り荷物を物色する。
- ・停留所で仲間が被害者の下車を邪魔している間に被害者の背後に立った者が荷物から金品を盗る。
- ・集団（子供のグループも）に囲まれたり、地面にキャンディ等をばらまき注意をそ

らされている際に、旅券や現金等の入った手荷物を奪われる。

- ・列車内で話しかけられ仲良くなり、警戒が緩んだ隙に手荷物を奪われる。

○殺人、強盗、レイプ等の凶悪犯罪：

- ・2015年の発生件数（合計）：5,686件（前年比49件増）
- ・上記犯罪の犯罪検挙率：約75.45%（前年比約0.45%増）

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居（選択及び警備方法等）

- ◆ 低所得者層が多く入居している住居やそのような地域に所在する住居はなるべく避ける。
- ◆ アパートやマンションではなるべく2階以上の階の部屋を選択し、鍵の具合や窓の位置などを確認する。
- ◆ 可能であれば、民間警備会社によるセキュリティー・サービスを利用する。

(2) 外出時（スリ、置き引き、窃盗、強盗、傷害、暴行、車上狙い、夜間の行動等）

- ◆ 閉めるだけでロックがかかる扉であっても、外出の際は鍵にて施錠する。
- ◆ コンピュータなどの高価な電化製品や貴重品等は、出来る限り自宅や車の窓の外から見えるところに置かない。
- ◆ 手荷物から注意をそらさない。
- ◆ 貴重品が入っている鞆などは、人込みでは前に抱えて持つようにする（特にリュックサック式の鞆は注意が必要）。
- ◆ 路面電車等の公共交通機関を利用する際や、人込みの中を歩く際は、周囲の状況に注意を払い、怪しい人物・グループがいないか確認する。
- ◆ 列車（特に国際線の夜行）を利用する際には、貴重品は必ず身につけるようにする。
- ◆ パスポート、現金、クレジットカード、宝石類等の貴重品は確実に管理する。また、携帯電話も狙われやすいため取り扱いには十分注意する。
- ◆ 紛失時に備え、パスポートをコピーし別途保管しておく。

- ◆ 現金はあまり多く持ち歩かないようにし、クレジットカードについては、万が一盗難に遭った際、即座に停止措置をとれるよう、カード番号、カード会社の電話番号等は別途控えておく。
 - ◆ クレジットカード及びキャッシュカード利用時に暗証番号を入力する際は、盗み見られないよう周囲に気を配り、片方の手で隠して入力する。
 - ◆ 現金とパスポート、カード等貴重品はひとつの財布類に入れない等の工夫も有効。
 - ◆ 車を離れる際は、貴重品等を車内に置いたままにしない。
 - ◆ 暗い場所、人目のつかない場所に駐車することは出来る限り避ける。
 - ◆ 車にセキュリティーシステムを搭載し、作動を点検する。
- (3) 生活（近隣者、訪問者、使用人、家族、電話、郵便物、鍵、長期旅行等）
- ◆ 自宅の呼び鈴が鳴っても玄関のドアをすぐには開けず、インターフォンやモニター等で訪問者を確認してから開ける。
 - ◆ スロバキア日本人会に入会するなど、スロバキアに長く滞在している日本人と接触する機会を持ち、安全情報の収集を行う（スロバキア日本人会の連絡先等の情報は、日本国大使館領事班までお問い合わせ下さい）。

<参考：スロバキアにおける犯罪総数の推移（内務省統計より）>

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
犯罪 総数	115,152	110,802	104,758	104,905	95,252	92,873	90,351	89,677	81,245	73,163

4. 交通事故と事故対策

(1) 当国交通事情

- ◆ 道路の状況は概ね良好ですが、場所によっては路面の状態がよくないところもあります。また、ブラチスラバ市以外は照明が不十分なところが多いため、夜間の運転は特に注意が必要です。
- ◆ 市街地の道路が交差する箇所では、優先道路、非優先道路の標識のあるところがあります。これらがある交差点では信号がないため、標識をよく確認しなければなりません。
- ◆ 高速道路を使用する場合は、事前に、インターネットのホームページ

(<https://www.eznamka.sk>) , ガソリンスタンド等で高速道路利用登録を行う必要があります。

- ◆ 冬期には時折降雪がみられ、積雪や路面凍結の際には、スノータイヤの使用が義務づけられています。また、山間地域にスキー等に出かける場合は、タイヤチェーンを持参されることをお勧めします。

(2) 各種交通規制

- ◆ 当国の制限速度は以下の通りです（別途規制される場合もあります）。
 - 高 速 道 路：時速 80 – 130 km
 - 市内の高速道路：時速 65 – 90 km
 - 市 内 一 般 道：時速 50 km （※ 道路によっては別途制限もあり）
- ◆ 飲酒運転は禁じられており、運転時の血中アルコール濃度も考慮し、酒気帯び運転等と判断された場合、罰金刑又は1年以下の懲役もあり得ます。
- ◆ 乗員は、前部及び後部座席ともにシートベルト着用が義務付けられています。
- ◆ 身長 150 cm 以下の子供はチャイルドシートを使用して乗車させることが義務付けられています。
- ◆ 運転中の携帯電話の操作は禁止されています。（ハンズフリー機器を利用した通話は認められています。）
- ◆ 日中も含め、1年を通して運転中常にライトを点灯させておくことが義務付けられています。
- ◆ 自転車に乗る場合、子供はヘルメット及び蛍光ベストの着用が義務付けられています。大人は、郊外で自転車に乗る場合にヘルメットの着用が義務付けられています。歩行者が道路に出る際には、視界不良時には蛍光ベストの着用が義務付けられています。（例えば、電灯がない夜道や深い霧の日などが該当します。）
- ◆ 交通違反を犯した場合は罰金を科せられますが、警察官によっては、外国人に対し必要以上の罰金を要求する場合があります模様です。もしそのおそれがあると判断される場合には、罰金を支払う際に領収書を受け取り、担当警察

官のID番号を控えておくことも一案です。

5. テロ・誘拐対策

(1) テロ対策

当国においては、現在のところテロ行為の可能性は低いとされていますが、テロ事件は予想しない形で発生します。特に、I S I L等イスラム過激派のテロの脅威が欧州においても深刻化していることを認識し、日本国外務省が発出する渡航情報等及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けて下さい。

(2) 誘拐対策

当国では、誘拐事件は頻繁にはみられないものの、万が一に備え、特に以下の点には留意して下さい。

- ◆ 見知らぬ人が近づいてきたり、質問してきたら用心するよう子供に注意しておく。登下校や行事の行き帰りはできる限り親が同伴するのが理想。
- ◆ 外出の際は、行き先や予定を家族に知らせる。
- ◆ 家族全員が緊急の際の電話番号を覚えるようにしておく。
- ◆ 家族全員で地域にどのような危険があるのか話し合う。

6. 緊急連絡先

(1) 在スロバキア日本国大使館 (平日9:00~17:00)

- ・住所：Hlavné námestie 2, 813 27, Bratislava
- ・電話：+421-(0)2-5980-0100 (代表)
※閉館日も含め24時間応答
- ・FAX：+421-(0)2-5443-2771
- ・電子メール：consular@bv.mofa.go.jp

(2) 警察, 消防

- ◆ 112 (欧州緊急番号。警察, 消防, 救急等, あらゆる緊急事態に対応するEU加盟国の統一番号。携帯・固定電話ともに同じ)
※英語サービスあり。
- ◆ 自動車故障した場合
Autoklub Slovakia Assistance : 18112 (スロバキア国内)
+421-2-4920-5949 (スロバキア以外の地域から)
- ◆ 法務省による法律相談 (スロバキア語のみ)
02-496-835-21 (予約受付)

～簡単な緊急時の表現～

- ◆ 助けて！POMOC! (ポモツ)
- ◆ 火事だ！HORÍ! (ホリー)
- ◆ 泥棒だ！ZLODEJ! (ズロヂェイ)
- ◆ 警察を呼んで。ZAVOLAJTE POLÍCIU. (ザボライテェ ポリーツイウ)
- ◆ 救急車を呼んで。ZAVOLAJTE SANITKU. (ザヴォライテェ サニトウク)
- ◆ 病院に連れて行って下さい。PROSÍM, ZAVEZTE MA DO NEMOCNICE.
(プロスィーム ザヴェステェ マ ド ニェモツニツェ)
- ◆ 痛い！BOLÍ TO. (ボリート)
- ◆ 緊急です。JE TO SÚRNE. (イエ ト スールネ)
- ◆ 携帯電話/電話をお借りしていいですか。
MÔŽEM POUŽÍŤ VÁŠ MOBIL/ TELEFÓN?
(ムオジェム ポウジチ ヴァーシュ モビル/テレフオーン)
- ◆ はい / いいえ ÁNO. (アーノ) / NIE. (ニイエ)

Ⅲ. 在留邦人用緊急対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

【平素からの準備】

大規模災害等が発生した場合に落ち着いて対応できるよう、主に次のような準備を平素より整えるよう心がけてください。

- ◆ 大使館への在留届の提出及び記載事項変更時の連絡（在留届電子届出システムでも提出及び変更が可能 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）
- ◆ 緊急時の企業内、家族内の連絡方法の準備
- ◆ 短波・FM放送受信可能な携帯ラジオの準備
(NHK World Radio Japan の周波数：短波 13640kHz, 英語)
- ◆ 緊急事態における携行品、非常用物資の準備

【心構え】

大規模災害等が発生した場合、または、発生する恐れの高い場合、大使館は関連情報をメールやホームページでお知らせするよう努めますが、各自でも情報収集を行い、安全対策を期するよう努力する必要があります。

その際は、どのような情勢となっているか、危険な場所はどこか、スロバキア当局が住民に向けて何らかの指示を発出しているか、などを把握することが大切です。危険な場所には近づかず、スロバキア当局や大使館からの指示に従うなど、被害に巻き込まれないよう行動する必要があります。

※ 万一、大規模災害の現場やその付近に居合わせた場合、すぐに安全な場所へ移動した上で、

自身の安否を大使館へ知らせて下さい。大使館にご家族、日本国内の留守宅から照会がある場合があります。

2. 緊急時の行動

(1) 原子力発電所での事故

スロバキアでは、ニトラ地方 (NITRIANSKY KRAJ) 東部のモホウツェ (MOCHOVCE) とトルナバ地方 (TRNAVSKY KRAJ) 北部のヤスロウスケー・ボフニツェ (JASLOVSKE BOHUNICE) の2カ所に原子力発電所があります。事故が発生した場合、原子力発電所及び市民保護局による以下のような警告が発せられます。また、スロバキア原子力管理局は、原子力発電所の事故に備え以下の基本的な対策を講じています。万が一、事故が発生した場合にはこれらを参考に行動して下さい。

【警報等】

- ◆ 原子力発電所から20キロ圏内には警報装置が設置されており、事故が発生した場合警報（サイレン）が発せられる。同時に、「注意！放射能漏洩発生」との音声による警告も流される。20キロ圏外の場合、ラジオやテレビで同様の音声による警告が発せられる。また、必要に応じ、避難指示も併せて発出される。
- ◆ 事故が発生した場合、市民保護局が自動車で周辺住民に警告を発する。この他市民保護局は、独自の警報装置網で警告を発する。
- ◆ スロバキアラジオが警告を発する（地域によって周波数が異なる）。
<http://rtvs.org/ako-naladit-radia>
- ◆ スロバキアテレビが警告を発する。
<http://volnatelka.sk/zoznam-vysielacov/>（地上デジタル放送）DVB-T
http://www.rtvs.org/ako-naladit-televiziu#end_6aaaj5（衛星放送）DVB-S
- ◆ 安全が確認された場合、原子力発電所の20キロ圏内では、2分間連続で警報（サイレン）が発せられるとともに、「危険が去った」旨の音声による通報がなされる。20キロ圏外の場合、警報による通知またはラジオ、テレビなどで音声による通報がなされる。

【基本的対策】

- ◆ 出来る限り早く地下室などの放射能が漏れ入らない部屋に避難する
- ◆ 屋外被爆した場合の対応
 - ・ 建物に入る前に、衣服と靴を脱ぎ、気密性の高いバッグに入れる
 - ・ 丁寧に目や耳、鼻、手、顔、髪を洗い、口を濯ぐ
 - ・ シャワーを浴び、下着を交換する
- ◆ 全ての窓とドアを閉め、エアコンや換気システムの作動を停止する

- ◆ ラジオやテレビによる指示に従う
- ◆ マスクや適切な衣服を用意する
- ◆ ヨウ化カリウムは指示後に服用する
- ◆ 食材や飲み物を汚染しないよう、バッグや冷蔵庫、冷凍庫または倉庫に入れて保管する。汚染された食材を食べない
- ◆ 避難用の荷物をまとめ、指示を待つ
- ◆ 犬、猫等のペットは屋内等に閉じこめ、置き去る場合は、例えば、二日間分の餌と飲み物を与え、汚染されないようにする

(2) 河川の氾濫、増水

スロバキアでは、2002年8月にブラチスラバ郊外のデビンスカーノババスでモラバ川が氾濫し、2006年4月にはブラチスラバ市を流れるドナウ川が増水し、氾濫が懸念されたことがありました。2009年6月及び2013年6月には、ブラチスラバ郊外のデヴィーン城周辺地区でドナウ川が増水による浸水被害がありました。

雪解けの季節や大量の降雨があった際には、河川が増水や氾濫に警戒しなければなりません。避難しなければならない事態も想定し、テレビやラジオ、インターネットなどを通じて関連情報の収集に努め、避難用の携行荷物を事前に整えておくことが大切です。その時々々の河川が増水、氾濫の危険度は、<http://www.povodia.sk>に掲載されます（英語版も選択可能）。

3. 緊急事態に備えてのチェックリスト

<input type="checkbox"/> パスポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6ヶ月以上の残存有効期間が望ましい ・ 最終ページの「所持人記載欄」には漏れなく記載しておく
<input type="checkbox"/> 貴重品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金、貴金属、有価証券、クレジットカードなど
<input type="checkbox"/> 自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車を常時整備し、燃料を十分に入れておく ・ 車内には懐中電灯、地図を備え置く
<input type="checkbox"/> 衣類・着替え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長袖、長ズボンが賢明 ・ 履き物は、行動に便利で丈夫なもの
<input type="checkbox"/> 洗面用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ タオル、歯磨きセット、石けんなど

<input type="checkbox"/> 非常用食料	・米，調味料，缶詰類，インスタント食品，粉ミルクなどの保存食，ペットボトル水
<input type="checkbox"/> 医薬品	・常用薬，外傷薬，消毒用石けん，包帯，絆創膏，衛生綿など
<input type="checkbox"/> ラジオ	・NHK海外放送（NHK World Radio Japan:短波13640kHz，英語），BBC，VOAなどの短波放送・FM放送が受信できる電池仕様のもの
<input type="checkbox"/> その他	・懐中電灯（予備の電池も），ライター，ろうそく，マッチ，ナイフ，缶切り，栓抜き，紙製の食器，割り箸，固形燃料，簡単な炊事用具，防災ずきん等

IV. その他

1. 在留届

(1) 在留届の提出

海外に住居または居所を定めて3ヶ月以上滞在する方は、日本の旅券法により、その地を管轄する日本国大使館または総領事館へ「在留届」を届け出る義務があります。大使館では、在留邦人の安全にかかわる緊急事態などが発生した場合、「在留届」に基づいて、在留邦人の方々に緊急連絡などを行います。「在留届」を届け出していない場合、在留の事実や連絡先を把握できませんので、大使館からの緊急連絡や援護活動が困難となります。

「在留届」はインターネットで登録することも可能で、「在留届」をインターネットで登録した場合、その後の変更、帰国及び転出等の届け出もインターネットから行えます。最近、スロバキアに赴任された方が友人や同僚の中にいる場合には、ぜひインターネットでの「在留届」の登録をお勧め願います。また、当国在留が終わり帰国、他の国へ転居される場合にも、その旨ご連絡願います。インターネットでの「在留届」登録方法は次のとおりです。

<「在留届」登録方法>

①外務省「ORRnet」ホームページ

(<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)にアクセス。

または、

②外務省ホームページのトップから「各種手続き」→「電子申請・届出」

→「在留届電子届出システム ORR ネット」とアクセス。

※緊急連絡に備え、「在留届」には電話番号及びメールアドレスを必ずご記載ください。

※ご不明な点につきましては、大使館領事班までお気軽にお問い合わせ下さい。

2. 注意事項等

- ◆ 観光などを目的として無査証で短期滞在する場合でも、外国人は法令上、週末及び祝日を除いて入国後3日以内に所轄の外国人警察署に滞在開始日、場所及び予定期間について届け出ることとされています。ホテルに宿泊した場合は、ホテル側がこれを代行しますので問題は生じませんが、個人宅に泊まった場合はこれが行われなため、別途届け出が行われる必要が出てきます。この届出を怠った場合には、規定違反として罰金を支払わされる場合がありますので、注意が必要です。

なお、ホテルに宿泊した際には、宿泊した事実を証する領収書等を必ず受け取った上、国外に出るまではこれを必ず所持するようにして下さい。

- ◆ 美術館の中での写真撮影は、通常禁止されています。教会の中も一般的に撮影を禁止しているところが多く確認が必要です。一部の美術館では、有料でビデオ・写真撮影を許可するところもあります。軍事施設の写真撮影は禁止されています。
- ◆ 麻薬の持ち込みは一切禁止されています。
- ◆ 就労は、正規の手続きによらない限り、一切認められません。
- ◆ パスポート等の身分証明書は、常に携帯するようにして下さい。
- ◆ 銃器所持については許可制で、厳しく制限されています。
- ◆ 長期滞在者、永住者ともに、パスポート、滞在許可証及び健康保険証書（長期滞在者は加入義務有り）の常時携帯が義務となっています。

3. 旅券の紛失（盗難）時

- (1) 最寄りの警察署で紛失（盗難）証明を取得
- (2) 紛失（盗難）証明、写真2枚（3.5cm×4.5cm）、戸籍謄本又は抄本を日本国大使館に持参し、紛失（盗難）旅券の失効及び新旅券発給を申請（※申請書は日本国大使館にあります。）。旅券の申請から交付まで2週間程度かかります。